

[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 谷内クリニック

- | | |
|--|--|
| ① <input type="checkbox"/> 財団 <input checked="" type="checkbox"/> 社団 | (<input type="checkbox"/> 出資持分なし <input checked="" type="checkbox"/> 出資持分あり) |
| ② <input type="checkbox"/> 社会医療法人 | <input type="checkbox"/> 特別医療法人 <input type="checkbox"/> 特定医療法人 |
| <input type="checkbox"/> 出資額限度法人 | <input checked="" type="checkbox"/> その他 |
| ③ <input type="checkbox"/> 基金制度採用 | <input checked="" type="checkbox"/> 基金制度不採用 |

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄

の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

和歌山県橋本市東家4丁目2番4号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 19年 6月 6日

(4) 設立登記年月日 平成 19年 6月 18日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	谷内まゆみ	診療所管理者(谷内クリニック)
理事	谷内俊文	
同	上岡倅子	
同	池田理紗	
同	谷内美友	
同		
同		
監事	森脇美恵子	
同		
評議員		
同		
同		

注) 1.社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても
差し支えないこと。2.理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設
(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを
記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3.評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	病院	県 町・村	一般病床 療養病床 [医療保険 [介護保険 精神病床 感染症病床 結核病床
診療所	谷内クリニック 【 市・町・村 から指定管理者として 指定を受けて管理】	和歌山 県 橋本 郡・市 東家 町・村 4丁目 2番 4号	0 / 0 / [医療保険 [介護保険
介護老人 保健施設	園	県 町・村	入所定員 通所定員

注)1.地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、

その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3.介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
	県 町・村	郡・市 番地
【 市・町・村から委託 を受けて管理】	県 町・村	郡・市 番地

注)地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
	県 町・村	郡・市 番地
	県 町・村	郡・市 番地

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 2 月 25 日	令和 3 年度決算の決定
令和 年 月 日	定款の変更
令和 年 月 日	社員の入社及び除名
令和 年 月 日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和 4 年 12 月 28 日	令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和 5 年度の借入金額の最高限度額の決定

注)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

平成 年 月 日	病院開設許可(平成 年開院予定)
平成 年 月 日	診療所開設
平成 年 月 日	訪問看護ステーション 開設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成 年 月 日	公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
平成 年 月 日	小児救急医療拠点病院
平成 年 月 日	エイズ治療拠点病院

注)全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他の

注)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式3-2

法人名 医療法人 谷内クリニック

所在地 橋本市東家4丁目2-4

※医療法人整理番号 414

貸 借 対 照 表

(令和4年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 產	194,604	I 流 動 負 債	22,168
II 固 定 資 產	151,214	II 固 定 負 債	0
1 有形固定資産	111,924	負 債 合 計	22,168
2 無形固定資産	433	純 資 產 の 部	
3 そ の 他 の 資 產	38,856	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	313,650
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 產 合 計	323,650
資 產 合 計	345,818	負 債 ・ 純 資 產 合 計	345,818

様式4-2

法人名 医療法人 谷内クリニック

※医療法人整理番号 414

所在地 橋本市東家4丁目2-4

損 益 計 算 書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	305,805
2 事業費用	308,014
本来業務事業損失	2,209
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,209
II 事業外収益	12,725
III 事業外費用	2
IV 特別利益	10,513
V 特別損失	1,679
税引前当期純利益	0
法人税等	12,193
当期純利益	2,506
	9,687

様式 2

法人名 医療法人 谷内クリニック

所在地 橋本市東家4丁目2-4

※医療法人整理番号 414

財産目録
(令和4年12月31日現在)

1. 資産額	345,818 千円
2. 負債額	22,168 千円
3. 純資産額	323,650 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	194,604
B 固定資産	151,214
C 資産合計 (A+B)	345,818
D 負債合計	22,168
E 純資産 (C-D)	323,650

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

送入名 医療法人 父内クリニック
 所在地 橋本市東家4丁目2-4

※医療法人整理番号 11111111

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者と の 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と の 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 谷内クリニック
理事長 谷 内 まゆみ 殿

私(注1)は、医療法人 谷内クリニック の令和4年度 会計年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 2 月 25 日

医療法人 谷内クリニック

監 事 森脇 美恵子

(注1)監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2)社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。